

電子マニフェスト・導入実務研修会開催



2020年4月より特別管理産業廃棄物多量排出事業者（P C B廃棄物は含まない。）に、紙マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務化されます。

また、優良産廃処理業者認定制度の認定基準として“電子マニフェスト”が含まれ、優良認定業者となればWeb「優良さんばいナビ」に掲載され、業務のエリアが広がる機会となります。そのようなことからも、電子マニフェスト化の傾向が進み、毎回の操作体験セミナーはほぼ満席状態です。

現在日本産業廃棄物処理振興センター（J W N E T）の電子マニフェスト登録件数・電子化率は年々右肩上がりとなり、登録件数は28,191千件、電子化率は53%となっております。

（2018/11/14 調べ）

11月6日（火）午後2時から名古屋国際会議場231号室（名古屋市熱田区）において、会員企業38社48名が参加し「導入実務研修会」が開催されました。

講師は協会環境アドバイザーの相宮良一氏が担当され、研修会資料のマニュアルに沿って研修が始まりました。電子マニフェスト制度では、電子マニフェストとは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み

であるとのことでした。電子マニフェストの運用ケースは、中間処理前（排出事業者、収集運搬業者、処分受託者）と中間処理後（処分委託者、収集運搬業者、最終処分業者）に分け説明がありました。

導入のメリットとして、事務処理の効率化（事務負担の軽減）、法令遵守（コンプライアンス）、データの透明性があげられました。

～導入までの流れ～

- ①パソコン環境と委託先処理業者の加入確認
- ②加入単位の検討
- ③利用する料金区分の選択
- ④運用方法の検討
 - ・受渡確認伝票（書面）の活用
 - ・連絡番号の活用
 - ・マニフェスト登録する日時
 - ・数量確定者
- ⑤加入手続きと試行運用
- ⑥事前準備と確認事項

他にも、電子マニフェストに関する行政への報告、都道府県・政令市に対する電子マニフェスト情報登録等状況報告の仕組み、電子マニフェスト登録等状況報告スケジュールについて解説がありました。注意事項として、マニフェスト情報に誤りがあるまま「確定情報」になってしまった場合、マニフェスト登録状況報告の内容を所定様式（書面）で該当自治体に報告する必要があるとのことです。

その後質疑応答があり研修会は終了しました。

■平成31年度開催予定

「電子マニフェスト操作体験セミナー」、「導入実務研修会」は協会ホームページにてお知らせ致します。